［トータルサポートコース］教材１

TEXT

短答エミネント講座

講座の要となるオリジナルテキスト。合格へ導く仕掛けが凝縮されています!

学習経験者の逐条学習に合わせた
濃淡のオリジナル編集で、
コンパクトなテキストを実現!

仮専用実施権（34条の２）

第34条の２　特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面
項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。
２　仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、その特許
当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものと
３　仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許
を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転すること
４　仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その
に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することが
５　仮専用実施権に係る特許出願について、第44条第１項の規定による特許出願の分
きは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づい
特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実
れたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りで
６　仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があったとき、その
棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶を
定若しくは審決が確定したときは、消滅する。
７　仮専用実施権者は、第４項又は次条第７項本文の規定による仮通常実施権者があ
れらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。
８　第33条第２項から第４項までの規定は、仮専用実施権に準用する。

①確認事項

１．本条の趣旨
近年の知的財産権を取り巻く産業界の実態を踏まえ、企業等におけるライ
の活発化及びライセンシー保護に対するニーズを受けて、平成20年法改正に
許出願段階におけるライセンスに係る特許法上の権利として、仮専用実施権
実施権（34条の２、34条の３）を創設した（H20改正P. 18参照）。

仮通常実施権（34条の３）

第34条の３　特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得
について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面
項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。
２　前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があ
当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設
た範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。
３　前条第２項の規定により、同条第４項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実
専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者に
用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実
れたものとみなす。
４　仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許
を有する者（仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実

無断複製・頒布を禁じます　　ＬＥＣ東京リーガル

①確認事項

【仮専用実施権と仮通常実施権の比較】

	仮専用実施権（特34条の２）	仮通常実施権（特34条の３）
設定主体	特許を受ける権利を有する者	①　特許を受ける権利を有する者 ②　仮専用実施権者（34条の２第４項） （特許を受ける権利を有する者の承諾必要）
設定範囲	当初の明細書等の範囲内（34-2①、34-3①） 外国語書面出願の場合は、外国語書面の翻訳文の範囲内（17-2③かっこ書）	
特許権設定登録の効果	仮専の設定範囲内において専用実施権の設定を擬制（34-2②）	仮通の設定範囲内において通常実施権の許諾を擬制（34-3②③※） ※…34-3③は、仮専に基づく仮通バージョン
移転	①実施の事業と共に　②承諾を得た場合　③相続その他一般承継（34-2③、34-3④）	
	－	尚、仮専が仮通を許諾した場合は、出願人と仮専の両方の承諾要（34-3④かっこ書）。
分割した場合	別段定ある場合を除き、設定範囲内において仮専設定擬制（34-2⑤）	別段定ある場合を除き、設定範囲内において仮通許諾擬制（34-3⑥）
消滅	設・放・取・却・拒（34-2⑥、34-3⑩）	
	仮専を放棄した場合（34-2⑦、34-4①）	・仮通を放棄した場合 ・仮専に基づく仮通は、当該仮専が消滅したときも消滅する（34-3⑪）。
放棄	仮専に基づく仮通の承諾（34-2⑦）	承諾不要
共有の場合	持分の譲渡は他の共有者の同意必要（34-2⑧、準33③）	持分の譲渡は他の共有者の同意必要（34-3⑫、準33③）
	仮通許諾は他の共有者の同意必要（34-2⑧、準33④）	－
質権	質権の目的とすることはできない（34-2⑧、34-3⑫、準33②）。	
登録の効果	登録が効力発生要件（34条の４）	登録不可　∵当然対抗制度（34条の5）
承諾権	①特許出願の放棄・取下につき、仮専が承諾権を有する（38-5）。 ②出願変更（実10⑨、意13⑤）、国内優先権主張（41①但）においても同様に、承諾権を有する。	①　H23改正にて仮通権者の承諾権廃止。 ②　その代わり、仮通を伴う出願に基づく変更又国内優先権主張がされた場合は、別段の定めがある場合を除き、新たな出願においても仮通が許諾擬制される（34-3⑤⑧⑨）。

無断複製・頒布を禁じます　　ＬＥＣ東京リーガルマインド　弁理士

画像はサンプルです。

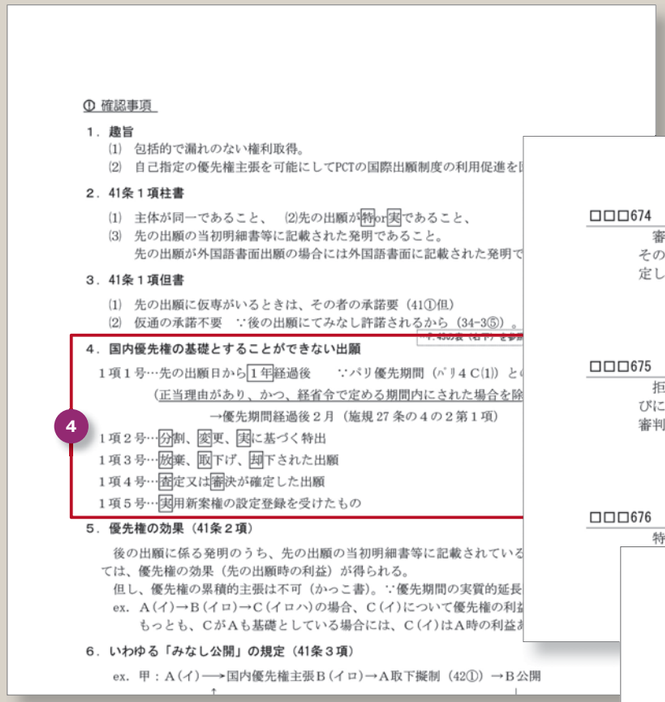

① 確認事項

１．趣旨
⑴　包括的で漏れのない権利取得。
⑵　自己指定の優先権主張を可能にしてPCTの国際出願制度の利用促進を
２．41条１項柱書
⑴　主体が同一であること、　⑵先の出願が特or実であること、
⑶　先の出願の当初明細書等に記載された発明であること。
先の出願が外国語書面出願の場合には外国語書面に記載された発明で
３．41条１項但書
⑴　先の出願に仮専がいるときは、その者の承諾要（41①但）
⑵　仮通の承諾不要　∵後の出願にてみなし許諾されるから（34-3⑤）。
４．国内優先権の基礎とすることができない出願
１項１号…先の出願日から１年経過後　∵パリ優先期間（パリ４C(1)）と
（正当理由があり、かつ、経省令で定める期間内にされた場合を除
→優先期間経過後２月（施規27条の４の２第１項）
１項２号…分割、変更、実に基づく特出
１項３号…放棄、取下げ、却下された出願
１項４号…査定又は審決が確定した出願
１項５号…実用新案権の設定登録を受けたもの
５．優先権の効果（41条２項）
後の出願に係る発明のうち、先の出願の当初明細書等に記載されている
ては、優先権の効果（先の出願時の利益）が得られる。
但し、優先権の累積的主張は不可（かっこ書）。∵優先期間の実質的延長
ex.　A(イ)→B(イロ)→C(イロハ)の場合、C(イ)について優先権の利益
もっとも、CがAも基礎としている場合には、C(イ)はA時の利益
６．いわゆる「みなし公開」の規定（41条３項）
ex.　甲：A(イ)→国内優先権主張B(イロ)→A取下擬制（42①）→B公開

総問題数約2000問!
A5サイズ６冊の一問一答集が付属!

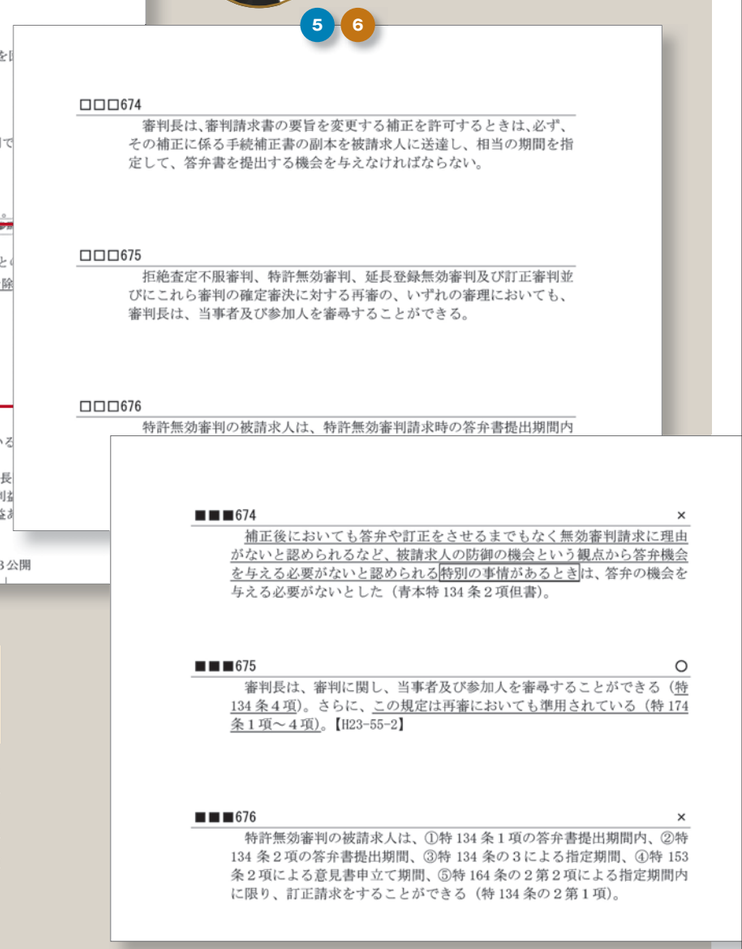

□□□674
審判長は、審判請求書の要旨を変更する補正を許可するときは、必ず、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

□□□675
拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長登録無効審判及び訂正審判並びにこれら審判の確定審決に対する再審の、いずれの審理においても、審判長は、当事者及び参加人を審尋することができる。

□□□676
特許無効審判の被請求人は、特許無効審判請求時の答弁書提出期間内

■■■674　×
補正後においても答弁や訂正をさせるまでもなく無効審判請求に理由がないと認められるなど、被請求人の防御の機会という観点から答弁機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、答弁の機会を与える必要がないとした（青本特134条２項但書）。

■■■675　○
審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる（特134条４項）。さらに、この規定は再審においても準用されている（特174条１項～４項）。【H23-55-2】

■■■676　×
特許無効審判の被請求人は、①特134条１項の答弁書提出期間内、②特134条２項の答弁書提出期間、③特134条の３による指定期間、④特153条２項による意見書申立て期間、⑤特164条の２第２項による指定期間内に限り、訂正請求をすることができる（特134条の２第１項）。

合格者オススメ!コメント

A.M さん

自学自習用の「一問一答集」が全試験を通してとても役に立ちました。テキストを読んだ後にいきなり過去問集を始めるのはハードルが高く、かと言ってその他に手ごろな演習書も見当たらなかったので、テキストと過去問集の間のギャップを埋めるのに、一問一答集はとてもいい教材でした。一問ごとに宮口先生の解説がついているため、通勤時間などの隙間時間に何度も解くことで、知識の整理・定着を図ることができました。

1 まずは条文

短答試験では「条文に始まり、条文で終わる」と言われるように、条文の正しい知識が要求されます。そのため、まず条文を挙げた上で確認事項を掲載しています。条文によって、講義で濃淡をつけながら学習していきます。

2 関連知識は一覧で

テキストには必要な情報のみを集約し、関連知識を極力見開きで理解できるよう、一覧性を確保した構成で編集しています。これをベースに、講義中にカラーペンとカラーマーカーで仕上げていくことによって、条文をビジュアル的に理解でき、知識が脳裏に焼き付きます。

3 図解を豊富に

確認事項には、時系列や表などの図解を豊富に用いて解説。受験生が躓きやすいポイント等において、右脳でイメージしながら左脳で理解できるよう工夫を施しています。

4 宮口流語呂合わせ!

宮口講師オリジナルの語呂合わせのテクニックも掲載。覚えにくい条文もテクニックを駆使して攻略するのが宮口流です。即興演奏ならぬ、即興語呂合わせが飛び出すのも宮口講義の醍醐味です。

5 『一問一答集』で解答力養成

復習用教材として『一問一答集』が付属。この一問一答形式のオリジナル問題集を講義と併行して活用することで、「合格できる知識」を完成させながら、「瞬時の解答力」も養成します。枝毎の問題集なので、受験生の苦手な「いくつあるか問題」に対する免疫力も高まります。

6 論文、口述まで使える秘密兵器

『一問一答集』は携帯しやすいA5サイズ。見開きで問題と解答が確認できる構成となっていますので、スキマ時間に解答力を磨くアイテムとして最適です。理由付けもしっかりしているので、短答だけでなく、論文、口述と最終合格まで使い込めます。